

2011年2月25日

放送倫理・番組向上機構
放送倫理検証委員会 御中

「参議院議員選挙にかかわる4番組についての意見」に対する報告

長野朝日放送株式会社

2010年6月22日に当社が放送した「abnステーション」の特集企画『参院選比例区 狙うは“個人票”』に関して、12月2日付放送倫理検証委員会決定第9号における貴委員会の「判断」について、当社の取り組みと考え方を以下のとおりまとめましたので報告します。

1. はじめに

今回の委員会決定が、背景や事例の異なる4番組を一括して審議対象とし、すべての放送関係者に対して放送における選挙の公平・公正性についてあらためて注意喚起を求めていることを重く受け止めます。当社の番組に関する指摘については、今後の放送に生かしていきたいと考えます。

2. 放送以降の対応

- 10年6月22日 「abnステーション」放送
- 6月28日 視聴者の指摘が郵送でBPOに届く
- 7月 1日 BPO事務局より編成連絡責任者に事実関係の照会
当社から事務局へDVD、企画意図を送付
報道部内で放送までの経緯等を確認、関係部署で協議
- 7月 2日 BPO事務局から詳細な企画意図の照会
- 7月 6日 社内局長会、部長会（5日）に報告
- 7月 8日 企画意図、放送までの経緯、判断の根拠などを回答
- 7月23日 番組審議会に報告、DVD視聴し意見交換
- 9月21日 放送倫理検証委員会ヒアリング
- 10月15日 選挙報道勉強会①
- 12月 2日 放送倫理検証委員会より意見書の通知
決定内容及び当社コメントを「abnステーション」内で
放送
当社webサイトに同内容を掲載

長野県政記者クラブ加盟社（16社）にコメント配布

- 11年1月 6日 番組審議会にて委員会決定の内容を報告
- 1月28日 BPOセミナー開催
- 2月 4日 選挙報道勉強会②

3. 企画意図と放送までの経緯について

今回の特集の企画意図は、意見書でも触れられているとおり参議院比例代表選挙における非拘束名簿式を有権者（視聴者）にできるだけわかりやすく伝えることにありました。背景には、この投票方法が2001年の参院選以降3回実施されているにもかかわらず、有権者に浸透していない実態がありました。さらに今回の参院選では、長野県内で個人名の票の獲得を重視した活動が活発に展開され、従来の比例代表選挙には見られなかった事象が起きていたことが挙げられます。参議院議員選挙に関する一連の事前取材でそうした特徴的な状況が見えてきました。

こうした背景に基づいて企画提案された特集を放送するにあたり、当社報道部は企画会議等で2週間にわたり検討しました。長野県内で特徴的な事象とはいえ、県内に限定される事象と全国ひとつの選挙区である比例代表選挙との整合性を図るにはどうすればよいか、また有権者に理解しやすい内容とするにはどのように取り扱えばいいかという2点です。意見書では「選挙制度自体を正しく理解して放送することを怠った」と指摘されておりますが、政党（政治団体）や立候補者の数が多い比例代表選挙を時間的制約のあるニュース番組で取り上げる難しさは認識していました。

しかし、検討の結果、立候補予定者全員を紹介することは物理的に不可能と判断し、視聴者に誤解を与えないよう一定の基準を設定したことを断ったうえで、長野県内在住もしくは政党の長野県連所属の立候補予定者を取り上げるという手法を選択しました。立候補予定者個人を取り上げることを避けて政党や組織の活動を伝える手法がある事は承知していましたが、立候補予定者の具体的な活動を報道する事が、なじみの薄い比例代表選挙をより身近に知ってもらい、ひいては参院選への関心を高めてもらうことにつながると考えたからです。また、公示前の報道・評論には一定の自由な裁量が許容されると判断していました。

しかし、公示2日前という放送時期、取り上げた政党や立候補予定者の範囲等はより慎重に扱うべきで、放送後に視聴者からの指摘が貴委員会を通じて寄せられたことは、公平・公正性への配慮が不十分だった結果と言わざるを得ません。

4. 決定内容の周知と社内認識の共有

委員会決定を受けて、決定文を全社員に配布し、社内会議等で指摘を受けた問題点の確認をしました。また、決定内容および「意見を真摯に受け止め、今後の放送に生かしてまいります」という当社のコメントを当日の「a b nステーション」で放送し、視聴者に伝えました。さらに、2011年1月28日に今回の案件調査・決定文を担当された委員を講師とする「BPOセミナー」を当社で開催しました。番組制作に直接携わるスタッフだけでなく、社内全部署から86名が参加し、委員会判断のポイントや決定文に記載しきれなかった意見なども聞くことで、より理解を深めることができたと認識しています。

参加者から寄せられたおもな感想、意見を抜粋して、以下に記載します。

- ・選挙における公平性の原点に立って報道内容の適否を判断する意識が不足していた。視聴者が知りたい情報と選挙の公平性とのバランス判断に甘さがあった
- ・率直に反省すべき点があった。一方でローカルの視点から全国を見るとという報道姿勢が否定されるものではないと感じる。公平に扱っているという意図をしっかりと伝えることが大事だと思う
- ・候補者を取材して参院比例を取り上げることは非常に難しい。ただし、その理由だけで一切触れないのはメディアとしての役割を果たしていないとも感じる。そこを乗り越えるチャレンジ精神とバランス感覚が放送に携わる者の大きな課題と感じた
- ・指摘を受けないために、ややこしい問題を避けるというような後ろ向きの風潮になることは避けるべきだと思う
- ・意見書では問題の解決策につながるものが提示されず、現場として今後の扱いに苦慮する。結局、参院比例は候補者を取り上げて企画にすることはできないのではないか？
- ・テレビというメディアが視聴者の感情に訴える力を持っていることは、理解しているつもりだったが、VTRの長短以上に印象の濃淡に慎重を期すことの重要性を感じた
- ・視聴者のニーズに合致していると考えたが、自分たちが考えていたものと別のニーズがあったことも確かで、両立できる工夫が必要だった
- ・全国を一つの選挙区とする参議院比例代表にローカル局がどう向き合えるのか、今後問われることになると思った
- ・我々が見たいもの、知りたいものに忠実であることは大事だと思うが、それだけではいけないということを改めて感じた。

5. 放送番組審議会での意見

貴委員会での討議、審議および委員会決定のそれぞれの時点で、当社の放送番組審議会に「BPO報告」の配布とあわせて経緯、状況を報告しました。

番組を視聴したうえで各委員からは「比例代表の投票方法がよくわかった」、「県内の有権者が知りたい点を紹介している」という感想が寄せられた一方、「立候補予定者4人の映像から受ける印象に濃淡があった」、「テレビの影響力は大きいので、注意を払って取り組んで欲しい」という指摘がありました。

また、「選挙の公平さの重要性は理解するが、テレビ以外のメディアにも影響を与えかねない。選挙の何を報道するかというニュース性も十分理解して審議してほしい」、「比例代表の選挙報道にあたって一定の基準なり、方向性を示すべきではないか」という委員会審議への要望、意見も出されました。

6. 勉強会の開催と問題点の把握

今回の事例をもとに2回の勉強会を開催し、問題点の把握や選挙報道における留意点などを確認しました。

■ 選挙報道勉強会① 10月15日開催（31名参加）

貴委員会での審議入りと並行して、報道部を中心に放送までの経緯や放送内容を検証することを目的に開催しました。勉強会では比例代表制度の意味や性格、報道する上での留意点、選挙報道全体の留意点などを改めて再確認しました。

- ・ 放送が特定の政党や候補者の選挙運動に加担しないことを厳格に守る
- ・ 選挙区、政党間の公平性に配慮されているか十分に点検する
- ・ 公職選挙法に抵触しないことを意識するだけでなく、公示直前の公平・公平性の確保を十分配慮する
- ・ 公平・公正性に配慮した意図が明確に視聴者に伝わる内容であるか確認する。

■ 選挙報道勉強会② 2011年2月4日開催（41名参加）

テレビと放送法、公平原則と選挙報道などをテーマに取り上げて、放送に求められる公平・公正性の重要性の徹底を図りました。また、選挙の公平・公正性を確保するためにどのような点を重視すべきなのか、どうすれば今回の企画は成立しうるのかなどについて確認、意見交換をしました。

上記2回の勉強会を通して確認できたことがある一方で、課題として残った問題もあります。選挙の公平・公正性と報道・評論の自由との間でどのようにバランスをとっていくのかという普遍的な問題です。

今回の番組を制作する過程で公平・公正性への配慮が十分でなかったことは率直に認めざるを得ません。それでもなお、模索し続けたいのは比例代表とい

うローカル局が取り上げにくい題材をどうすれば視聴者に関心を持ってもらえる形で伝えることができるかという事です。地域ニュースを伝えるだけでなく、地域の視点で全国を見ていく姿勢は、私たちローカル局の存在意義でもあります。地域の視聴者の関心がどこにあるのか、常に敏感でありたいと考えます。

これまで放送が比例代表を選挙報道として取り上げる機会は決して多くありませんでした。そして、非拘束名簿式がいまだに有権者にとっては遠い存在であるという実態があります。地域のニュースとして取り上げる価値があると判断した視点についてはご理解いただきたいと思えます。

7. 再発防止に向けて

選挙報道にあたって今回あらためて徹底をはかったことの一つは、公示（告示）前の放送対応についてです。

選挙への関心が高まった時点で放送の内容には選挙期間中と同様の配慮が求められることはガイドラインとして使用している「選挙報道の手引き」にも記載されていますが、この点を報道部内で再確認し、厳格に守ることを徹底しました。現場の認識として、公職選挙法を厳格に守ることや立候補表明した著名人等の番組出演者は必然性がない限り公示1カ月前をめどに見送るという申し合わせは明確だったのに対し、公示前の報道・評論に関しては曖昧な点があったからです。今後は、公示前であっても、選挙期間直前の報道については慎重に判断することを申し合わせました。なお、選挙区報道についてはこれまでも立候補予定者全員を紹介してきたことを付記しておきます。

また、今回の番組ではVTR編集について取り上げた立候補予定者の時間配分が偏らないよう配慮しましたが、結果として印象に強弱があったことは反省材料と受け止めます。映像が与えるインパクトの強さを十分に考慮し、構成・編集にあたっては細心の注意を払っていきたいと考えます。

8. おわりに

当社は、意見書が最後に述べているように、取材・制作の現場で選挙報道における公平・公正性の認識が低下していないか、常に問いかけながら今後も放送倫理や番組の質の向上につとめてまいります。

以上